

愛知県行政書士会
愛知県土地家屋調査士会
一般社団法人愛知県測量設計業協会
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会
公益社団法人愛知建築士会
公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部
豊田商工会議所
（順不同）

様

豊田市長 太田 稔彦
（公印省略）

窓口の事前予約制導入及び盛土規制法に係る電子申請の 開始について（通知）

平素より、本市の開発行政の運営に御理解と御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
このたび、開発調整課では窓口の混雑緩和のため、令和8年10月1日（木）から下記のとおり窓口相談の事前予約制を開始します。
また、同時に市民と事業者の利便性の向上を図るため、盛土規制法に係る手続の電子申請も開始しますので、会員の皆様への周知をお願いいたします。

記

1 取組の概要

＜窓口の事前予約制＞

窓口における相談は、原則、事前予約制になります。予約優先となりますので、予約なしで窓口に来庁された場合は、長時間お待ちいただく場合や、当日相談ができない場合がありますので御注意ください。

相談以外の申請、届出、補正及び許可証の受取等については、予約は必要ありませんので、直接窓口にお越しください。

＜電子申請＞

盛土規制法に係る次の手続について、電子申請ができるようになります。電子申請の場合の手数料の納付は、オンライン決済（クレジットカード、Pay Pay、Pay-easyに限る。）のみとなります。

- ・宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可（変更許可）申請書、中間検査申請書、中間報告書、定期報告書、完了検査申請書
- ・土石の堆積に関する工事の許可（変更許可）申請書、定期報告書、確認申請書

裏面あり

2 その他

- ・令和8年10月1日から、市役所の窓口・電話受付時間が**午前9時～午後4時**に変更されますので御注意ください。
- ・詳細は別添のチラシ及びホームページを御確認ください。
- ・窓口相談に予約が必要となるのは10月1日(木)からですが、9月28日(月)から予約の受付を開始します。それまでは予約サイトにアクセスすることができないので御注意ください。

【問合せ】

豊田市都市整備部開発調整課 竹田、花木

電 話 : (0565) 34-6744 (直通)

F A X : (0565) 34-6011

E-mail : kaihatsu@city.toyota.aichi.jp